

厚第2385号

令和2年2月17日

社会福祉法人 四恩会
理事長 真田 穰治 様

石川県健康福祉部長



令和元年度社会福祉法人等指導監査の結果について（通知）

貴法人の一般監査を実施した結果、別紙事項については是正改善の必要があると認められるので通知します。

については、別紙事項及び現地において係員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じてください。

（事務担当）

厚生政策課指導監査グループ

TEL 076-225-1413

FAX 076-225-1409

別紙

| | |
|-----|------------|
| 法人名 | 社会福祉法人 四恩会 |
|-----|------------|

改善結果報告を要しない事項

(法人運営)

- 1 理事会（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条～102条、指導監査ガイドライン6-(3)-1）
出席の低調な監事が見受けられたので、出席を促す等必要な措置を講ずること。
- 2 評議員会の招集（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項）
評議員会の招集通知は、理事会における開催の決議を経て行うこと。

厚第2519号
令和2年2月27日

社会福祉法人四恩会
理事長 真田 穰治 様

石川県健康福祉部長

令和元年度障害福祉サービス事業者等実地指導の結果について（通知）

下記施設等の指導を令和2年2月4日に実施した結果、別紙事項については是正改善の必要があると認められるので通知します。ついでには、現地で係員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じてください。

なお、別紙事項のうち改善結果報告を要する事項については、改善したことを証する資料を添付のうえ、令和2年4月28日までに報告してください。

記

指定共同生活援助事業所

ふれんど

（事務担当）
厚生政策課指導監査グループ
魚江（うおえ）
TEL 076-225-1413
FAX 076-225-1409

別紙

| | |
|-----|-----------|
| 法人名 | 社会福祉法人四恩会 |
|-----|-----------|

改善結果報告を要する事項

- 1 勤務体制の確保 (平24条例第53号第200条、平18障発第1206001号第15の3(8)①)
勤務表において、世話人、生活相談員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、管理者との兼務関係を明確にすること。
- 2 個別支援計画 (平24条例第53号第201条(準用第60条))
個別支援計画を作成する際は、サービス提供責任者が以下の業務を行うこと。
 - ① アセスメントを実施した際は、記録を残すこと。
 - ② サービスの提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、計画の原案について意見を求めること。また当該会議を開催した際は、その記録を残すこと。なお、前回指導時にも同様の指摘をしており、早急に対応すること。
 - ③ 計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。なお、前回指導時にも同様の指摘をしており、早急に対応すること。
- 3 帰宅時支援加算・長期帰宅時支援加算 (平18障発1031001第2の3(8)⑮(準用第2の3(2)⑭)他)
 - (1) 利用者が帰省している間に当該利用者の居宅等における生活状況等を把握し、その内容を記録しておくこと。
 - (2) 帰省に伴う支援を行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が見受けられたので、類例の有無を確認の上、過誤調整を行うこと。
- 4 掲示 (平24条例第53号第201条(準用第94条))
施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- 5 秘密保持等(平24条例第53号第201条(準用第37条第3項))
他の事業者等に対して、利用者の家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該家族の同意を得ておくこと。なお、前回指導時にも同様の指摘をしており、早急に対応すること。

厚 第 2 4 1 3 号
令和 2 年 2 月 1 8 日

社会福祉法人四恩会
理事長 真田 穰治 様

石川県健康福祉部長

令和元年度障害福祉サービス事業者等実地指導の結果について（通知）

下記施設等の指導を令和 2 年 2 月 6 日に実施した結果、別紙事項については是正改善の必要があると認められるので通知します。ついては、現地で係員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じてください。

なお、別紙事項のうち改善結果報告を要する事項については、改善したことを証する資料を添付のうえ、令和 2 年 4 月 2 0 日までに報告してください。

記

| | |
|-----------------|--------|
| 指定短期入所事業所 | 学び舎あい |
| 指定共同生活援助事業所 | 学び舎あい |
| 指定生活介護事業所 | インクルしか |
| 指定就労継続支援 B 型事業所 | インクルしか |

（事務担当）
厚生政策課指導監査グループ
畝（うね）
TEL 076-225-1413
FAX 076-225-1409

別紙

| | |
|-----|-----------|
| 法人名 | 社会福祉法人四恩会 |
|-----|-----------|

改善結果報告を要する事項

(生活介護、就労B型)

- 1 秘密保持（平24条例第53号第95条（準用第37条第3項）他）
他の事業者等に対して、利用者の家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該家族の同意を得ておくこと。
- 2 個別支援計画（平24条例53号第95条（準用第60条第5項）他）
サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原案について意見を求めること。
- 3 送迎加算（Ⅰ）（平18障発第1031001号第2の2(6)⑮他）
1回の送迎につき、平均10人以上の利用がないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が見受けられた為、類例の有無を確認の上、過誤調整を行うこと。

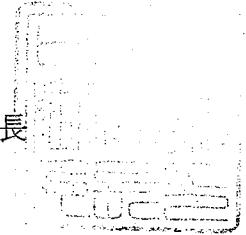
(共同生活援助)

- 4 夜間支援等体制加算（Ⅱ）（平18厚告第523号別表第15の1の5注2、平18障発第1031001号第2の3(8)⑧）
定期巡回及び支援の内容を記録に残すこと。
- 5 入院時支援特別加算（平18障発第1031001号第2の3(8)⑬(準用3(2)⑫))
従業者が病院等を訪問し、日常生活上の支援を行った内容を記録に残すこと。

厚 第 1 0 2 号
令和 2 年 4 月 2 3 日

社会福祉法人 四恩会
理事長 真田 穰 治 様

石川県健康福祉部長



令和元年度 社会福祉施設指導監査の結果について（通知）

下記施設の一般監査を実施した結果、概ね良好と認められたので通知します。

今後とも、適正な施設の運営に努めてください。

記

今浜苑 （障害者支援施設）

（事務担当）
石川県健康福祉部厚生政策課
指導監査グループ
TEL 076-225-1413
FAX 076-225-1409